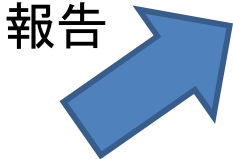


栃木県医療介護総合確保推進協議会

- ・地域における医療及び介護の総合的な確保の推進(地域包括ケアシステムの構築を含む。)に関する事項
- ・栃木県保健医療計画(栃木県地域医療構想を含む。)の策定及び進捗管理に関する事項
- ・栃木県高齢者支援計画の策定及び進捗管理に関する事項
- ・地域医療介護総合確保基金に係る計画の策定及び進捗管理に関する事項 等

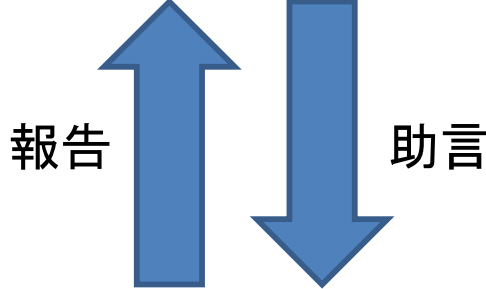
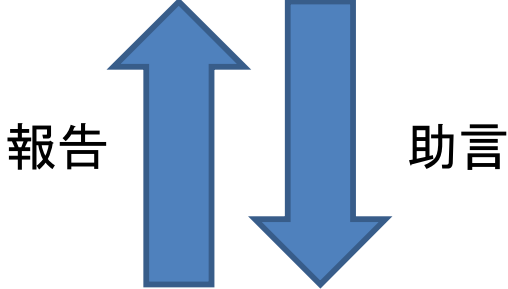


5 疾病・5 事業 及び在宅医療等 に係る協議会

- ・栃木県保健医療計画(7期計画)に掲げる目標に関する進捗管理 等

栃木県高齢者支援 計画評価会議 (仮称)

- ・栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン21(七期計画)」に掲げる目標に関する進捗管理 等



地域医療構想調整会議

- ・将来の目指すべき医療提供体制の検討、協議
- ・地域医療介護総合確保基金事業の提案や実施への提言 等

病院及び有床診療所会議(仮称)

- ・従来の病院等情報交換会の機能を見直し、合意・承認の機能を有する会議として、より個別具体的な協議の実施



医療・介護の体制整備に係る協議の場

- ・地域での慢性期の療養等に関する、在宅医療の資源確保や医療・介護連携体制の構築
- ・将来の医療需要に対応するサービスごとの整備目標・見込み量について、達成状況の共有

栃木県医療介護総合確保推進協議会設置要綱の一部改正について

1 改正の趣旨

栃木県医療介護総合確保推進協議会の協議の充実及び効率的な運営を図るため、委員の任期を延長しようとするものである。

2 改正の内容

委員の任期を2年以内から3年以内に改正する。

要綱案新旧対照表

改 正 案	現 行 要 綱
(任 期) 第4条 委員の任期は <u>3</u> 年以内とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。	(任 期) 第4条 委員の任期は <u>2</u> 年以内とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 実施期日

平成30年4月1日

4 現在の委員の任期

現在の委員の任期は、2年とし、次期委員から任期を3年とする。

栃木県医療介護総合確保推進協議会設置要綱（案）

（設 置）

第1条 高齢化の進展に伴い医療需要が増大する中で、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、「栃木県医療介護総合確保推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域における医療及び介護の総合的な確保の推進（地域包括ケアシステムの構築を含む。）に関する事項
- (2) 栃木県保健医療計画（栃木県地域医療構想を含む。）の策定及び進捗管理に関する事項
- (3) 栃木県高齢者支援計画の策定及び進捗管理に関する事項
- (4) 地域医療介護総合確保基金に係る計画の策定及び進捗管理に関する事項
- (5) その他必要な事項

（組 織）

第3条 協議会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から知事が委嘱する。

- (1) 医療関係団体等の代表
- (2) 介護福祉関係団体等の代表
- (3) 学識経験者
- (4) その他関係機関・団体の代表

（任 期）

第4条 委員の任期は3年以内とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を主宰し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会 議）

第6条 協議会の会議は、栃木県保健福祉部長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(部 会)

第7条 会長は、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び会長の推薦する者をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会を構成する者の互選により選出する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、栃木県保健福祉部医療政策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月4日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。